|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **第１章　総則** |  |  |  |  |
|  | **Ⅰ．総則** |  |  |  |  |
|  | **第２章　性能基準** |  |  |  |  |
| 1. １ | **Ⅰ．通則**1．適用範囲 住宅に用いられる洗浄操作が大小切替式の腰掛式便器に適用する。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2．用語の定義 |  |  |  |  |
|  | 3. 部品の構成  a)　標準的な構成は表－１による。  表－１　構成  注）構成の別  ●：(必須構成部品)住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  ○：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。  △：(選択構成部品)必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 4. 材料  構成部品の材料は以下による。  必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5. 施工の範囲  構成部品の施工は、原則として次による  a)　フランジ又は便器本体の排水接続金具の取付 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　便器本体の取付 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　洗浄用ロータンクの給水・排水金具の取付 | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　洗浄用ロータンクの取付 | 図書 | □ |  |  |
|  | e)　洗浄用ロータンクへの給水管接続 | 図書 | □ |  |  |
|  | f)　水量及び水位の調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | g)　便座の取付 | 図書 | □ |  |  |
|  | 6．寸法a)　便器の寸法は、JIA A 5207:2022（衛生器具－便器・洗面器類）の6.1「形状・寸法」の重要な寸法による。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　寸法許容差は、JIA A 5207:2022（衛生器具－便器・洗面器類）の6.2「寸法許容差」による。 | 図書 | □ |  |  |
|  | Ⅱ．要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項  1.1　機能の確保  a)　便器の外観及び品質  1)　便器の外観は、存在を許さない欠点がないこと。  ＜JIA A 5207:2022の7.2.1「洗浄面及び見え掛かり面の外観」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2)　便器の品質は、次の性能を満たすこと。  ①　インキ浸透度は、「インキ浸透度試験」を行い、インキ浸透度が3㎜以下であること。  ＜試験：JIA A 5207:2022の8.1.1a「インキ浸透度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　耐急冷性は、「耐急冷性試験」を行い、素地・うわぐすりにひび割れを生じないこと。  ＜試験：JIA A 5207:2022の8.1.1b「耐急冷性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ③　耐貫入性は、「貫入試験」を行い、貫入を生じないこと。  ＜試験：JIA A 5207:2022の8.1.1c「耐貫入性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b)　防露仕様洗浄用ロータンクの防露性  防露仕様洗浄用ロータンクを恒温実験室内に２時間放置したのちタンク表面に結露しないこと。  ＜試験：BLT WC-01「防露仕様洗浄用ロータンクの防露性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c)　便器の騒音  洗浄用ロータンク給水音及び洗浄音は、トラップを満水状態にした後、洗浄用ハンドルを開操作し、ロータンク給水音のピーク値が60dB(A)以下、洗浄音のピーク値が75dB(A)以下であること。  ＜試験：BLT WC-03「便器の騒音試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d)　便器の止水性  洗浄用ロータンクのボールタップは確実に作動し、洗浄用排水弁、密結ボルト部からの水漏れがないこと。  ＜試験：BLT WC-04「便器の止水機能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e)　便器の排出性能  便器の排出性能は、「排出試験」を行い、試験球が便器外に排出されること。  ＜試験：JIA A 5207:2022の8.2.1.2「排出性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | f)　洗浄用ロータンクへの給水量の制御性  洗浄用ロータンクへの給水量は、給水圧に対応した調整ができること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | g)　洗浄時の水の飛散低減性  便座及び便蓋を閉じた状態で洗浄し、便座及び便蓋に飛散する水滴が直径２㎜以上のものが25個以下であること。  ＜試験：BLT WC-05「便器の洗浄時における水の飛散試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | h)　洗浄・排出・搬送性能  ①　洗浄操作・洗浄水量  洗浄操作は、大小切替式とし、洗浄水量は、大洗浄のとき、表―２の洗浄水量許容差を含めて8.5L以下であること。  表―２　　便器（節水型）の洗浄水量許容差   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 洗浄水量許容差（Ｌ） | | 便器（節水型） | 製造業者公称水量に対し+0.5～-1.0Ｌ |   　　＜試験：BLT WC-10「便器の洗浄水量試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　大洗浄時の洗浄･排出性能  便器の洗浄･排出性能は「洗浄性能試験」を行い、洗浄面にインキのあとが残らず、かつ代用汚物Ａが完全に排出され、代用汚物Ｂが85個以上便器外に排出されること。  ＜試験：JIA A 5207:2022（衛生器具－便器・洗面器類）の8.2.1「洗浄性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ③　搬送性能  規定の配管を接続し、トイレットペーパーを便器のトラップ内に入れ、大洗浄を行い、その平均搬送距離が10ｍ以上であること。  ＜試験：BLT WC-11「便器の搬送性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | i)　便座の自立性  便座は、立てたときにシートカバーを用いても自立すること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | j)　小洗浄時の排出性能  小洗浄を行った後、試験片が便器外に排出されること。  ＜試験：JIS A 5207:2022の8.2.1.2 d)3)「小洗浄排出性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 小洗浄を行う前後で、便器トラップのりゅう(溜)水の入れ替わり率が95％以上であること。  ＜試験：JIS A 5207:2022の8.2.1.2 d)3)「小洗浄りゅう(溜)水入れ替わり試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.2　安全性の確保  1.2.1　機能的な抵抗力及び安定性の確保  a)　便座等の強度  1)　便座の強度は、「便座強度試験」に基づく試験を行い、便座に異常がないこと。  ＜試験：JIS C 9335-2-84：2019（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性− 第2-84部：トイレ機器の個別要求事項）の21.101による「便座強度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2)　便蓋の強度は、「便蓋強度」に基づく試験を行い、便蓋及び便座に異常がないこと。  ＜試験：JIS A 4424：2024（家庭用及びこれに類する温水洗浄便座―性能測定方法―温水洗浄便座の一般的試験方法）の8.1A「便蓋強度」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保  a)　バリ、メクレ及び危険な突起物  人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ及び危険な突起物がないこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | b)　電気的絶縁性  充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の耐湿絶縁は、第三者性を有する機関において「耐湿絶縁試験」に基づく試験を行い、0.3ＭΩ以上であること。  ＜試験：電気用品の技術上の基準を定める省令 別表第八 附表第三 絶縁性能試験６「耐湿絶縁試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c)　暖房便座性能  暖房便座性能は、第三者性を有する機関等において「実使用における暖房便座性能試験」に基づく試験を行い、各測定点で 30℃以上 45℃以下であること。また、使用者が快適に使用できるように便座温度の平均値、便座温度の標準偏差、便座温度の立ち上がり時間を確認すること。  ＜試験：JIS A 4424：2024（家庭用及びこれに類する温水洗浄便座―性能測定方法―温水洗浄便座 の一般的試験方法）の付属書 JB「実使用における暖房便座性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.2.3 健康上の安全性の確保  a)　使用材料の安全性  便蓋、便座等の使用材料は、人体に有害でないこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | b)　洗浄用ロータンク内の吐水口空間の確保  洗浄用ロータンクは、逆流防止のための対策が講じられていること。  ＜例示仕様＞  吐水口空間は、25㎜以上確保すること。ただし、吐水口空間のとれない便器にあっては、次の性能を満たすこと。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 1)　バキュームブレーカ部  ①　逆流防止機能（負圧作動）  バキュームブレーカ部の負圧作動性は、「負圧破壊性能試験」を行い、許容水位上昇が表－３の数値を満たすこと。  表－３　許容水位上昇   |  |  | | --- | --- | | バキュームブレーカ部の空気吸入シート面から越流面までの垂直距離の範囲（㎜） | 許容水位上昇（㎜） | | ４０～１００未満 | ２０以下 | | １００以上 | ５０以下 |   ＜試験：JIS B 2061:2023（給水栓）の5.5「負圧破壊性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　耐圧  バキュームブレーカ部は、水圧を加えた時に、空気取り入れ口から水漏れ・浸潤がなく、かつ、バキュームブレーカの弁座に異常がないこと。  ＜試験：BLT WC-06「逆流防止機能試験（バキュームブレーカの耐圧）」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2)　逆止弁性能  ①　逆流防止機能（負圧作動）  バキュームブレーカ部の空気吸入シート面から越流面までの垂直距離が150㎜未満のばね式逆止弁にあっては、逆止弁に負圧を加えた時に透明管内の水位上昇が75㎜を超えないこと。  ＜試験：BLT WC-07「逆流防止機能試験（負圧作動）」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　弁座漏れ  逆止弁の性能は、逆止弁の吐出側より水圧を加えたときにシート漏れがないこと。  ＜試験：BLT WC-08「逆流防止機能試験（ばね式逆弁座漏れ）」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c)　樹脂製洗浄用ロータンクの耐汚染性  樹脂製ロータンクの耐汚染性は、「汚染試験」を行い、汚染回復率が８５％以上であること。  ＜試験：JIS A 1718:2011（浴槽の性能試験方法）の5.8「汚染試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d)　便器の水封機能  1)　排水トラップは、排水管内の臭気や衛生害虫が便器本体内に入り込まないものであること。  ＜例示仕様＞  排水トラップの封水深は、 50mm以上とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　漏水試験  排水面は、「漏水試験」を行い、封水面が漏水により低  下しないこと。  ＜試験：JIA A 5207:2022の8.2.1.4「耐漏水性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 3)　漏気試験  「漏気試験」を行い、漏気による圧力低下を生じないこと。  ＜試験：JIA A 5207:2022の8.2.1.5「耐漏気性能試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.2.4 火災に対する安全性の確保  暖房便座にあっては、温度ヒューズ等の安全装置が組み込まれていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.3 耐久性の確保  a)　洗浄操作部及び止水機能の耐久性  洗浄操作部及び止水機能は、洗浄操作の繰り返しを10万回行い、支障のないこと。ただし、洗浄操作部が大小切替式の場合は、大、小それぞれ６万回とする。  ＜試験：BLT WC-09「便器の耐久性試験（洗浄操作の繰  返し）」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b)　暖房便座の上げ下げの繰り返し強度  暖房便座にあっては、「便座及び便蓋落下耐久性能」に基づく試験を行い、便座に異常がないこと。  ＜試験：JIS A 4424：2024 家庭用及びこれに類する温水洗浄便座―性能測定方法―温水洗浄便座の一般的試験方法）の8.2B「便座及び便蓋落下耐久性能」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）  1.4.1 製造場の活動における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が  環境に配慮されたものであること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2　便器のライフサイクルの各段階における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。  1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮  以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の  取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a)　再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。  b)　調達ガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮  以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a)　製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。  b)　小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。  c)　製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。  d)　工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1)　調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。  2)　調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。  e)　表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。  f)　地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.3 施工時における環境配慮  以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a)　梱包材料の使用量を削減していること。  b)　再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。  c)　梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。  d)　梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。  e)　当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.4 使用時における環境配慮  以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a)　厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮  以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a)　躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。  b)　低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮  以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a)　廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1)　材料ごとの分離が容易であること。  2)　再資源化が容易な材料を使用していること。  3)　種類ごとに材料名の表示があること。  4)　再資源化を実施していること。  b)　廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | <選択>  図書 | □ |  |  |
|  | 2 供給者の供給体制等に係る要求事項  2.1 適切な品質管理の実施  次のa)又はb)により生産管理が行われていること。  a)　ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　次のような品質マネジメントシステムにより生産管理していること。  　1)　工場及び作業工程  以下の内容が明確にされていること。  ①　工場の概要  ⅰ）工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ）工場の従業員数 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅲ）優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　作業工程  ⅰ）工程（作業）フロー | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　品質管理  次の掲げる方法により品質管理が行われていること。  ①　製造・加工・検査の方法  当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　社内規格の整備  次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。  a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関す　　　　　る事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | b. 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | c. 工程(作業)ごとの管理項目及びその管理方法、及び  その検査方法並びに作業方法に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | f. 苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　工程の管理  a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づ  いて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、  管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b. 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、  工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c. 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　製造設備又は加工設備及び検査設備の管理  製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤　外注管理  外注管理が社内規格等に基づいて適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑥　苦情処理  苦情処理が社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑦　品質保持に必要な技術的生産条件の確保  a. 品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b. 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保  2.2.1　適切な品質保証の実施  a)　保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること(施工の瑕疵を含む)。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  1)　防水機能（使用上支障なく水を溜める機能をいう）５年 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　1)以外の部分又は機能　２年 | 図書 | □ |  |  |
|  | ＜免責事項＞  １ 住宅用途以外で使用した場合の不具合  ２ ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  ３ メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  ４ メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合  ５ 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象  ６ 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  ７ ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  ８ 火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合  ９ 消耗部品の消耗に起因する不具合  １０ 配管への異物流入に起因する不具合  １１ 温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合  １２ 寒冷地仕様でない住宅部品の場合の凍結に起因する不具合 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.2 確実な供給体制の確保  製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3適切な維持管理への配慮  2.2.3.1　維持管理のしやすさへの配慮  使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。  a)　定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること｡ | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3.2　補修及び取替えへの配慮  a)　構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。  1)　住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　1)の条件のもと、製品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4　確実な維持管理体制の整備  2.2.4.1　相談窓口の整備  a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.2　維持管理の体制の構築等  維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明  確にしていること。  a)　メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.3　維持管理の実施状況に係る情報の管理  メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3　適切な施工の担保  2.3.1　適切なインターフェイスの設定  便器本体底面と床面の隙間は、2.5mm以下であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3.2　施工方法・納まり等の明確化  a)次のような施工方法･納まり等に関する事項について適切に定められていること。  1)　施工の範囲及び手順  ①　取付下地の確認 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　フランジ又は便器本体の排水接続金具の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　便器本体の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　洗浄用ロータンクの給水・排水金具の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤　洗浄用ロータンクの取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑥　洗浄用ロータンクへの給水管接続 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑦　水量及び水位の調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑧　便座の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑨　取付け後の検査 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　施工上の留意事項等  ①　取付け下地の確認方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　現場での加工・組立・必要な特殊工具及び施工上の留意点 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3)　関連工事の留意事項  ①　取付下地の要件及び施工方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　その他関連工事の要件 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　当該部品の施工方法･納まりが、他の方法を許容しない  限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 |  | □ |  |  |
|  | c)　標準的な施工方法･納まりである場合は、標準的な施工方法･納まり等以外の方法について、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3　情報の提供に係る要求事項  3.1　基本性能に関する情報提供  次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a)　洗浄方式 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　洗浄水量 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　洗浄操作方法（ノンホールドタイプ大小切替式、大小切替式等の別） | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　ロータンクの仕様（手洗の有無及） | 図書 | □ |  |  |
|  | e)　便座の仕様（一般便座又は暖房便座の別及び蓋の有無） | 図書 | □ |  |  |
|  | f)　排水方式（床上排水式又は床下排水式の別） | 図書 | □ |  |  |
|  | g)　紙巻器の仕様（標準式、ワンタッチ式等の別） | 図書 | □ |  |  |
|  | h)　設計上の留意点 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.2　使用に関する情報提供  a)　次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。  1)　誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3)　製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 4)　使用者が維持管理すべき内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5)　日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |
|  | 6)　故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7)　製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |
|  | 8)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険･損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切で剥がれにくいこと。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.3　維持管理に関する情報提供  次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。  a)　製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.4　施工に関する情報提供  次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。  a)　「2.3.2施工方法・納まり等の明確化」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　品質保証に関する事項  1)　施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　保証の付保に関する事項  ①　当該部品には、部品及び施工の瑕疵に起因する損害  に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保  険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　施工説明書等で指示された施工方法に逸脱しない方  法で施工を行なったものは、上記保険の被保険者として、  施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償  責任を負う際には保険金の請求をできることが明記され  ていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **Ⅲ付加認定基準（便器(超節水型)）**  **(環境の保全に寄与する特長)**  １　第二章Ⅱ．要求事項１．住宅部品の性能等に係る要求事項、1.1 機能の確保、ｈ）洗浄・排出・搬送性能、１）、①洗浄水量は、次の通り読み替えて適用する。  ①洗浄操作・洗浄水量  洗浄操作は、ノンホールドタイプの大小切替式とし、洗浄水量は、大洗浄のとき表―４の洗浄水量許容差を含めて6.5Ｌ以下、小洗浄のとき5Ｌ以下であること。  表―４　便器（超節水型）の洗浄水量許容差   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 洗浄水量許容差（Ｌ） | | 便器（超節水型） | 製造業者公称水量に対し±0.5Ｌ |   ＜試験：BLT WC-10「便器の洗浄水量試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ２　第二章Ⅱ．要求事項１．住宅部品の性能等に係る要求事項、1.4環境に対する配慮は、必須要求事項とする。 | 図書 | □ |  |  |